

## (新規案)

### 白井市社会教育関係団体の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する社会教育関係団体の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(団体の性格)

第2条 社会教育関係団体として認定することができる団体は、法第10条に規定する団体であって、社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行うとともに、地域参加及び社会に還元される活動を行う公益性のある団体とする。

(認定の要件)

第3条 社会教育関係団体と認定される要件は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること。
- (2) 学習、文化、スポーツ等の活動を行う者が自ら進んでつくった団体であって、社会教育に関する事業を主たる目的とし、次の行為をしないもの
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
  - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
  - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する等の宗教活動
  - オ 企業、学校その他の法人の課外活動
  - カ その他公序良俗に反する行為
- (3) 法人であると否とを問わないが、次基準を満たす団体
  - ア 団体の意思を表明する代表者があり、組織が確立していること。
  - イ 団体としての規約、会則等があること。
  - ウ 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであ

## (新規案)

ること。

エ 団体の構成員が10人以上であること。

オ 代表者及び構成員の半数以上が白井市在住、在勤又は在学であること。

カ 団体の主たる活動の場が白井市内にあること。

キ 未成年者が3分の2以上を占める団体にあつては、複数の成人の育成者又は指導者がいること。

ク 広く一般に入会の機会を設けている開かれた団体であること。

ケ 事業の計画及び実績の半分以上が社会教育事業であること。

コ 団体が結成されてから1年以上が経過していること。

(認定の申請)

第4条 社会教育関係団体として認定を受けようとする当該団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会則、規約等
- (2) 事業報告書及び決算報告書
- (3) 予算書及び事業計画書
- (4) 役員及び会員の名簿
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年4月1日から4月25日まで又は10月1日から10月25日までに行わなければならない。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による認定申請があつたときは、白井市生涯学習推進委員会の意見を受けて、決定をするものとする。

2 教育委員会は、認定を受けた団体について必要事項をホームページ等により公開するものとする。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により社会教育関係団体として

## (新規案)

認定したときは、当該団体の代表者に対し、社会教育関係団体認定通知書又は社会教育関係団体不認定通知書により通知するものとする。

(認定期間)

第7条 社会教育関係団体として認定する期間は、毎年4月1日から4月25日までに申請があったものについては毎年6月1日から同日の属する年の3年後の年の5月31日までとし、毎年10月1日から10月25日までに申請があったものについては毎年12月1日から同日の属する年の3年後の年の5月31日までとする。

(変更又は解散の場合の届出)

第8条 社会教育関係団体の認定を受けた団体は、認定期間内に団体の規約等を変更し、又は団体を解散したときは、当該団体の代表者は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消等)

第9条 教育委員会は、第3条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき、又は前条の規定による変更又は解散の届出を怠ったときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により社会教育関係団体の認定を取り消したときは、該当団体の代表者に対し社会教育関係団体認定取消通知書により通知するものとする。

3 教育委員会は、認定の取り消しがあったときは、白井市生涯学習推進委員会に報告し、了承を得るものとする。

(報告)

第10条 社会教育関係団体は、次に掲げる書類を毎年5月31日までに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 活動実績報告書及び計画書
- (2) 決算書
- (3) 予算書
- (4) 役員及び会員の名簿

## (新規案)

(補則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定  
に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める